

CISTEC Journal No.150 2014.3 の『輸出管理 Q&A』の ANSWER 2 について内部で再検討を行いました。その結果、回答を現時点の条文や通達から読める範囲に修正させていただくことを、ご了承ください。なお、本件に関連して、運用通達の「総価額」の解釈の明確化及び合理化を求めて経済産業省に働きかけていく所存です。

問：台湾の企業から、耐震補強材として、輸出令別表第1の5の項（18）貨物等省令第4条第二号に該当する CFRP（炭素繊維強化複合材）製の成形品の引合があります。

輸出令別表第1の5の項（18）貨物等省令第4条第二号は告示貨物（正式名称：輸出令別表第3の3の規定により経済産業省大臣が定める貨物）であるため、総価額が5万円以下であれば輸出令第4条第1項第四号の少額特例が適用できると考えています。

貿易条件はインコタームズ2010に基づき CPT 契約6万円で取引を進めているのですが、少額特例でいうところの『総価額』について分からないことがあり相談させていただきました。

通関の際、申告する価格は FOB の価格に基づき申告するので、CPT 契約の価格から海上運賃（日本の輸出港から輸入港までの運賃）を引いた額であれば4万5千円となり、少額特例を適用できると考えますが、問題ないでしょうか。

回答：輸出令第4条第1項に規定している『総価額』については、運用通達 1.1-1(5)総価額の取扱いで次のように規定されています。

〈引用〉-----

輸出令第4条第1項に規定している「総価額」は次により取り扱う。

(イ) 価額の全部につき支払手段による決済を要しない貨物の場合は、税関の鑑定価格をいう。

(ロ) 価額の全部又は一部につき支払手段による決済を要する貨物の場合は、**当該貨物に係る輸出貨物代金**（輸出契約の履行により輸出者が取得する債権の総額（当該輸出者が当該債権の総額から当該輸出契約の履行に直接伴って負担する仲介手数料、代理店手数料、領事査証料、検数料その他の輸出に附帯する手数料の金額（その金額が妥当なものに限る。）を差し引いて受領する場合は、当該金額を差し引いた残額）をいう。

(注) ① 「輸出契約の履行に直接伴って負担する仲介手数料、代理店手数料」は、当該輸出契約の内容に仲介手数料又は代理店手数料を支払うべきことに関する定めがある場合（いわゆるシングル・トランザクションの場合）における当該手数料に限るものとする。

② 「金額が妥当なもの」は、輸出に附帯する手数料の金額が、次に該当する場合とする。

イ 仲介手数料及び代理店手数料については、その合計額が当該輸出貨物代金の

10%以内の金額である場合

- ロ 仲介手数料及び代理店手数料以外の手数料については、その手数料の合計額が輸出貨物代金の5%以内の金額である場合
- ハ 金利に相当するものについては、国際的に通常の取引条件と認められる範囲である場合

運用通達には、『総価額の取扱い』が定められており、【引用：当該貨物に係る輸出貨物代金】とありますが、『輸出貨物代金』とは具体的に何の価額を示すのか、これ以上の規定はなく判断することはできません。明らかに総価額から除外できる項目については、輸出債権の総額に仲介手数料等が組込まれているのであれば、それらの金額については除外できるとあるのみです。

今回の **QUESTION** の場合、**FOB** の価格は4万5千円ですが、**CPT** 契約では6万円となり、輸出貨物代金から送料（日本の輸出港から輸入港までの運賃）を除外できることが通達から読み取れない以上、少額特例を適用できません。